

いじめ防止基本方針

鳥取県立鳥取工業高等学校

I 本校のいじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、いじめを次の通り定義する。

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒等によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

2 いじめの問題に対する姿勢

学校はすべての生徒が安心・安全に生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる場でなくてはならない。いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは一部の生徒の問題ではなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものと認識する。

いじめ行為は絶対に許さないという共通認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・適切かつ迅速な解決に取り組む必要がある。

II 校内体制

1 いじめ対策委員会

(1) いじめの未然防止や早期発見、いじめ発生時の対応にあたる中核を担う組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) その構成員は校長、教頭(2)、主幹教諭、各学年主任(3)、各科主任(4)、生徒部長、保健相談・人権教育部長、教務部長、保健体育主事、養護教諭、人権教育係、教育相談係主任、教育相談係及び校長が必要と認める教職員とする。

(3) その取組内容は①いじめ防止基本方針の策定 ②年間計画の作成 ③生徒や保護者への啓発 ④アンケートの実施と結果報告 ⑤いじめ発生時の対応及び協議 ⑥各取組のチェック及び見直し等とする。

2 拡大いじめ対策委員会

(1) 重要事項を協議する組織として、「拡大いじめ対策委員会」を設置する。その協議内容は次のとおりとする。

ア 年度始めの基本方針や年間計画の立案

イ 年度末の点検と次年度に向けた見直し

ウ 重大事態発生時の対応

(2) その構成員は、「いじめ対策委員会」の構成員に保護者代表・生徒代表を加えたものとする。

III いじめを未然に防止するために

1 ホームページ等を活用し、保護者・地域に基本方針等を周知し連携を図る。

2 学校教育目標に掲げている「豊かな人間性の育成」を実現するため、教育活動全体を通して共に認め合い、互いの個性を尊重し合える人間関係の構築を図る。

- 3 人権教育・性に関する指導等の一層の充実を図り、相手を尊重するとともに、自己を肯定的に捉えることのできる生徒を育成する。
- 4 「５Ｓ・あさひ」の徹底により、集団規律の形成を図る。

Ⅳ いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見には、日頃より生徒のささいな変化に気づくことや相談体制を整えることが重要であり、以下に掲げることを実践していくことで早期発見に努める。

- 1 すべての教職員が、担任や教科担任、部顧問等といった立場で、様々な生徒との関わりの中で生徒の変化に気づき、気づいた情報を共有する。また、生徒が相談しやすい雰囲気となるように、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくように心がける。
- 2 生徒個々をより理解するため、各学期に生徒との面談時間を学校行事として設定し、生徒の変化に気づき、思いを聞く場とする。
- 3 いじめに関するアンケートを各学期に１回実施する。
- 4 hyper-QU アンケートを１、２学期に実施し、生徒の心の状態や集団における状況の把握に努める。
- 5 保護者と連絡をとり、家庭での様子を聞くことで、いじめの早期発見につなげる。

Ⅴ いじめが確認された場合またはいじめの可能性が疑われる場合の組織的な対応

1 平常時

- (1) 本人からの訴えや他の生徒の目撃、「いじめに関するアンケート」等によりいじめが確認されたり、疑われる行為を把握した場合、速やかに管理職に報告するとともに、関係職員による会議を開き、状況の確認・今後の対応について協議する。
- (2) 被害生徒や加害生徒、周囲の生徒からの聞き取りを行った結果、いじめの事実が推定された場合、「いじめ対策委員会」を開き、今後の指導方針や対応について協議する。なお、事案によっては生活指導委員会を兼ねて開催する。
- (3) 被害生徒に対しては、心配や不安を取り除いて安心して学校生活が送れるように支援を行う。
- (4) 加害生徒に対しては、いじめは決して許されないという毅然とした態度で向き合うとともに、他人の心の痛みや苦しみに気づき、周囲に配慮する姿勢を養えるよう指導する。なお、加害生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (5) いじめを把握した場合、被害・加害の生徒だけの問題にとどまることなく、学級や部活動などの集団に対して、生徒一人一人が自らの問題として考えることができるように指導を行う。
- (6) 被害生徒の保護者と加害生徒の保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめ解決のために、当該保護者と連携して生徒の指導やケアにあたる。
- (7) いじめが把握された場合、直近の職員朝礼でいじめが起こったことを教職員へ伝える。さらに、発生したいじめの詳細について職員会議で報告し、指導についての共通理解を図る。
- (8) いじめが起こったことが確認された場合は、県教育委員会高等学校課へ学校長が一報を入れ、指導経過などを逐次必要に応じて報告を行う。また、いじめ報告書を作成し、高等学校課へ送付する。
- (9) 解決後も教職員で当該生徒の見守りを行う。

2 重大事態発生時

(1) 「重大事態」の定義

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次のとおり定義する。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、年間30日にとらわれず迅速に調査に着手)
※いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときは、その報告を真摯に受け止め、重大事態が発生した可能性があるものとして調査・報告等にあたる。

(2) 「重大事態」が生じた場合の対応

「重大事態」が生じた場合は、前述の平常時の対応に加え、以下の対応を行う。

- ア 校内組織である「いじめ対策委員会」や「拡大いじめ対策委員会」に弁護士等の専門家を加えた「調査のための組織」を立ち上げ、速やかに調査をおこない、事態に対処する。
- イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を取りながら対応する。
- ウ 県教育委員会を通じ、知事に報告する。

VI 関係機関等との連携

- 1 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をし、その結果を県教育委員会に報告する。(V-1-(8))
- 2 重大事態が発生した際には、県教育委員会を通じ、知事に報告する。(V-2-(2)-ウ)
- 3 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を取りながら対応する。(V-2-(2)-イ)
- 4 重大事態については校内組織である「いじめ対策委員会」に弁護士等の専門家を加えた「調査のための組織」を立ち上げ、速やかに調査をおこない、事態に対処する。(V-2-(2)-ア)
- 5 その他、必要に応じて児童相談所、鳥取法務少年支援センター、いじめ・不登校総合対策センター等と連携を取り、いじめ防止や解決に向けて対応にあたる。

附 則

この基本方針は、平成26年4月7日から施行する。

平成27年4月 7日一部改定

平成28年4月 7日一部改正

平成29年4月 7日一部改正

平成30年4月 9日一部改正

平成31年4月 8日一部改正

令和 2年4月 7日一部改正

令和 3年4月 7日一部改正

令和 4年4月 7日一部改正

令和 5年4月 11日一部改正